



* 社内に笑顔を咲かせましょう *

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



ゴールデンウィーク明けから、新型インフルエンザの話題で持ちきりです。大阪・神戸でも感染者が確認されたとのことで、娘がバトンで参加する予定だったこうべ祭りのパレードも急遽、前日に中止の決定がなされたのを皮切りに、学校も1週間休校、子ども達の野球などの活動も停止に。

正直なところ対岸の火事と思っていたのですが、行政の対応に、事はかなり重大なのかもと思います。ただ、あまり騒ぎすぎないことも大切です。

今月のQ&Aは、感染症についての会社の対応策について載せていますので、どうぞご覧くださいませ。



* 感染しないための個人でできる予防策 *

騒ぎすぎではいけないと思いながら…ご参考までに。

- ★外出後の手洗い、うがい
石鹸で15秒以上手洗いをする。
- ★マスクの着用
人ごみに行くときには、するに越したことはないかもしれません。
感染している場合に、他の人への拡大を防ぐのに効果的です。
- ★規則正しい生活
早寝早起き、食事をしっかりして抵抗力を高めておくことが大切。

★これで完璧！5月の事務★



☆労働保険 年度更新の準備☆

今年度から労働保険の年度更新（保険料の確定清算と概算申告納付）の時期が、6月1日～7月10日へ変わりました。ただし、保険料の算定期間は変わりません。今年度は、平成20年4月～21年3月分までの保険料の確定清算と、平成21年4月～22年3月分までの見込み保険料を仮払いします。この間に集計準備をしておきましょう。

*集計方法などについては、下記をご参照ください。

☆住民税特別徴収の開始準備☆

平成20年分の所得に対する住民税額が確定し、各市区町村から税額通知書が送られてきます。給与からの控除は6月に支払う給与から開始されますが、必要な人の分がきちんと届いているか、不自然な税額でないかなど、きちんとチェックしておきましょう。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

4月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、5月11日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

4月分の社会保険料・児童手当拠出金を 6月1日までに納付。

☆3月決算法人の確定申告と納税☆

3月決算法人の確定申告と納税、9月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 5月中の決算応答日までです。

★労働保険 年度更新ワンポイント★

昨年4月分から今年3月分までの労働者に支払った給与の集計をします。次の点に注意して、集計しましょう。

- ・「〇月＝給与締日の属する月」として計算する。
- ・ボーナス、非課税の通勤手当も含める。
- ・法人の役員や事業主と同居する家族従事者は集計から除く。（ただし、労働者性があると認められる場合は含める。）
- ・労災保険料の計算では、パート・アルバイト（たった1日みの勤務でも）の給与をすべて集計に入れる。
- ・雇用保険料の計算では、雇用保険に加入する者（パート・アルバイトでも加入者は）集計に入れる。
- ・雇用保険料の計算では、その年度の初め（4月1日）に満64歳以上の人の保険料は免除になる。（確定…昭和18年4月1日以前生まれ、概算…昭和19年4月1日以前生まれ）
- ・在籍出向者の給与は、労災保険料の計算では出向先に入れ、雇用保険料の計算では出向元（雇用保険を掛けている方）に入れる。

**Q. 新型インフルエンザへの対応、
会社はどのようにしたらよいのでしょうか？**

A. 今回の新型インフルエンザに対しては、社員に対してマスクをつけるように要請している会社も多くあるようですが、流行型の病気にかかった社員が確認されたら、会社はどのような対応を取る必要があるのでしょうか。

病気による就業制限（出社禁止・自宅待機の措置をとること）は、労働安全衛生法第 68 条（病者の就業禁止）に定められており、この法律に従って休ませる場合は会社は給与を支払わなくてよい、ということになっています。ですが、実務上はこの法律を適用して会社側からその社員に対して出社するなと命じるケースはほとんど発生しません。

というのは、伝染性の病気だということになれば、そもそも医師から自宅で療養する旨を指示されるでしょうし、正常な労務の提供ができないこと自体が、労働者の義務を果たしていない、というように解釈できるからです。そうなれば自己都合の病気欠勤ということになりますから、その間の休みについては、会社の許可があればそれを有給休暇として取得すればよいですし、有休のない人は欠勤扱いで給与を支払わない、ということ構いません。

予防的な措置として行う場合、例えば、家族に発症した人がいて、出社を見合わせてもらう、などの場合には法律などで強制されるものではありませんので、お互いの話し合いで給与の取り扱いを決めることが必要かもしれません。この間、在宅勤務などの方法を取る会社もあるようです。

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

